各県立学校長 様

島根県教育委員会教育長 (保健体育課・社会教育課)

始業日以降の部活動の実施について(通知)

始業日以降の部活動の実施については、令和2年3月25日付け島教企第1428号および令和2年4月2日付け島教企第26号(以下、「教育長通知」という。)で通知しているとおり、徹底した新型コロナウイルス感染症対策を行ったうえで実施できることとしています。

本県においては、今のところ感染者が発生していない「感染未確認地域」ではありますが、全国的に感染が終息する気配がなく、緊急事態宣言が出される都府県もある現状も踏まえ、部活動の実施については下記のとおり取り扱うこととしますので、適切に対応いただきますようお願いします。

記

1 学校外における部活動実施について

児童生徒の健康と安全を第一に考えると、自校での活動と比較し感染リスクが高まるような行動は控えるべき状況にあります。このことから、少なくとも5月15日までは自校で実施する部活動のみとし、県内外にかかわらず他校の生徒と交流することとなる合同練習や合宿等の実施、公式試合を含む対外試合やコンクール等への参加は全て中止してください。

なお、島根県高等学校体育連盟、島根県高等学校文化連盟および島根県高校野球連盟へ対し、5月15日までに予定されている主催大会、コンクール等の開催について、中止又は延期を検討されるよう依頼する予定です。

また、県総合体育大会等各種大会が5月以降予定されているところではありますが、 5月16日以降の対応については、新型コロナウイルス感染症の動向、全国大会の開催の可否等を踏まえて別途通知します。

2 学校の一部または全部が臨時休業となった場合の部活動実施について 今後、感染例が判明し、学校の一部または全部が臨時休業となった場合には、部活動を中止してください。

ただし、学校において児童生徒等又は教職員が感染者又は濃厚接触者に特定された場合においても臨時休業を行わなかった際には、状況を踏まえ教育委員会と協議の上、部活動実施の可否を別途判断することとします。

(担当)運動部活動 保健体育課学校体育グループ 電話 0852-22-5426文化部活動 社会教育課生涯学習振興グループ 電話 0852-22-5427